

障がい者に対する民事法律扶助の実施状況

平成26年4月15日 日本司法支援センター

1 調査方法

法テラスにおいては、民事法律扶助の審査、援助開始決定等の手続に当たり、被援助者が障がい者であるか否かについては何らの要件とされていないため、その確認等をしておらず、正確かつ網羅的な統計資料は存在しない。そこで、このたび、障がい者に対する民事法律扶助の実施状況についての傾向の有無を把握する目的で、下記のサンプル調査を実施した。なお、被援助者の障がいの有無、障がいの類型については、事件資料から調査担当者が判断したものであって、医学的な正確性が担保されているものではない。

記

(1) 調査対象期間

平成25年4月1日から同年6月30日

(2) 調査対象地方事務所

- ① 東京地方事務所（大規模事務所）
- ② 広島地方事務所（中規模事務所）
- ③ 山梨地方事務所（小規模事務所）

(3) 調査対象事件

上記対象期間中に代理援助開始決定した全事件

2 調査結果

|           | 東京地方事務所 | 広島地方事務所 | 山梨地方事務所 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 全事件数      | 867件    | 542件    | 187件    |
| 身体障がい（件数） | 33件     | 2件      | 10件     |
| （割合）      | 3.81%   | 0.37%   | 5.35%   |
| 精神障がい（件数） | 66件     | 1件      | 6件      |
| （割合）      | 7.61%   | 0.18%   | 3.21%   |
| 知的障がい（件数） | 1件      | 0件      | 1件      |
| （割合）      | 0.11%   | 0%      | 0.53%   |
| 全障がい（件数）  | 100件    | 3件      | 17件     |
| （割合）      | 11.53%  | 0.55%   | 9.09%   |

調査結果については、上記のとおり。調査対象期間が短いこと、調査対象事務所が少ないことなどから、事務所間におけるばらつきが大きく、必ずしも有意な傾向を示すものとは認められなかった。そのような前提であるものの、代理援助開始決定を受けている障がいを持つと認められる被援助者の大半は、身体障がい及び精神障がいであり、知的障がいがほとんど見当たらなかった。

3 今後の予定

法テラスにおいては、平成26年4月1日から全地方事務所において、代理援助開始決定を受けた全事件について、被援助者の障がいの有無、障がいの類型についてのデータ収集を行う予定である。ただし、医学的知見に基づくものではなく、あくまで事件記録からうかがわれる範囲でのデータ収集となることを付言する。

以上